

散居景観保全事業に関するよくある質問

❖補助対象条件について

Q:補助を受ける場合の条件は？

A:散居景観を保全・育成すること、清掃など相互に協力を行う旨の条項のある住民協定（「散居景観を活かした地域づくり協定」）を締結した集落、個人、企業等を対象とします。

※「散居景観を活かした地域づくり協定」について

Q:協定を締結する人数や、面積に規定はありますか？

A:協定を締結する場合は、同一の集落、自治会、町内会などで20戸以上参加する必要があります。

ただし、集落の戸数が20戸未満の場合は、集落の2/3(66.67%)以上の参加があればよいです。

面積に関する規定はありません。

Q:協定に参加できる人に制限はありますか？

A:同一の集落など、一定の地域に居住、事業所を有する方はすべて参加できます。

屋敷林の有無や、農家・非農家は関係ありません。これから屋敷林を創造していくこともできます。

Q:協定を締結すると、年会費などの費用が必要になりますか？

A:地域による取り決めがない限り、費用は一切不要です。

●補助の対象内容について

Q:どのようなものが補助対象となるのですか？

A:①屋敷林の枝打ち(清掃や、産業廃棄物*としての運搬・処理費用は除く)

* パーク堆肥、チップなどリサイクルを行う場合は運搬・処理費用を対象とします。

* 清掃については、協定締結者が協力して行うこととします。

* 枝打ち後の清掃は協定者が協力をして行ってください。

②屋敷林の育成に要する費用

苗木の配布、植樹技術に関する講習会 など

③その他散居景観を保全するために必要な費用

散居に関する勉強会(大人、子どもを問わない)、散居を用いた都市との交流活動など。

* 上記①についての補助の上限額は経費の1/2または25万円の小さいほうの額となります。(同一敷地内の場合、4年に1度です。)

②・③については経費の1/2または15万円の小さいほうの額となります。

Q: 枝打ちの対象となる屋敷林に樹木の本数や高さによる制限はありますか？

A: 高さや、本数に制限はありません。

ただし、庭木の剪定など屋敷林の管理になじまない場合は対象となりません。

また、本数や費用が少ない場合は基本的に優先度が低くなります。

Q: 公民館や、神社も補助の対象になりますか？

A: 補助対象になります。(協定者に入れておいてください。)

*その他

Q: 協定を締結することによって屋敷林の伐採や家屋の新增改築に規制がかかりますか？

A: そのような規制は一切ありません。

ただし、協定の趣旨を考えると屋敷林を伐採した場合には、支障にならない限り、新たな苗木を植えることが望ましいと考えられます。

また、建物を建てる際には、赤色など原色を用いないなど、周辺の景観に配慮することが望まれます。